

警報発表時の措置について

最近改正 令和5年4月3日

1. 平常授業時の取扱い

1-1 大和郡山市に警報が発表された場合	
(1) 午前7時の時点で警報発表中	終日特別日課とする。
(2) 登校途中(午前7時以降、9時まで)に警報が発表された場合	その時点で終日特別日課とする。
(3) 授業開始後、警報が発表された場合	学生の安全を考慮し、授業を継続するか、学生を帰宅させるかを判断する。
1-2 警報について大和郡山市において未発表で、居住地域に発表がある場合	
(1) 午前7時の時点で警報発表中	自宅待機とする。ただし、午前9時までに警報が解除された場合は登校するものとし、これにより遅刻・欠席した授業は、公欠に準じて取り扱う。
(2) 午前9時以降、警報発表が継続している場合	その時点で終日、公欠に準じて取り扱う。
1-3 通常、自転車・単車を利用して通学する者について、通学経路を含む地域(大和郡山市・居住地を除く)に警報発表された場合	
可能な限り交通機関を利用して登校するものとする。 交通機関を利用することが困難であると合理的に判断できる場合は、これにより遅刻・欠席した授業は申出書(様式任意：要保護者署名)の提出により公欠に準じて取り扱うものとし、午前9時までに警報が解除された場合は登校するものとする。	
1-4 交通機関に障害が出て、遅刻・欠席した場合	
交通機関が発行する証明書等の提出により、公欠に準じて取り扱う。	

2. 試験期間中の取扱い

2-1 大和郡山市に警報が発表された場合	
(1) 午前7時までに警報が解除された場合	時間割どおり試験を実施する。ただし、試験開始時刻を繰り下げて実施することができるものとする。
(2) 午前7時の時点で警報が発表されている場合で、9時までに警報が解除された場合	当日の午後1時から時間割どおり試験を実施する。 午前9時以降に再度警報が発表された場合は、その時点で終日特別日課とし、その日の試験は試験最終日の次の平日に延期する。
(3) 登校途中(午前7時以降、9時まで)に警報が発表された場合、または、9時を経過しても警報が解除にならない場合	終日、特別日課とし、その日の試験は試験最終日の次の平日に延期する。
2-2 警報について大和郡山市において未発表で、居住地域に発表がある場合	
午前7時を経過しても警報が解除にならず、上記の試験開始時までに登校が困難な場合は、当該学生のその日の試験は、後日追試験として実施する。	
2-3 通常、自転車・単車を利用して通学する者について、通学経路を含む地域(大和郡山市・居住地を除く)に警報発表された場合	
可能な限り交通機関を利用して登校するものとする。ただし、交通機関を利用することが困難であると合理的に判断できる場合は、申出書(様式任意：要保護者署名)の提出により、当該学生のその日の試験は、後日追試験として実施する。	
2-4 交通機関の障害により、試験開始時間までに学生が登校できない場合	
試験開始時刻を遅らせることがある。また、受験できない学生は、交通機関の証明書等を提出させ、追試験を受けさせる。	

3. 土・日・祝日・長期休業中の取扱いについては以下のとおりとする。

3-1 土・日・祝日・長期休業中に大和郡山市で警報が発表された場合の登校については、次の措置をとるものとする。	
(1) 午前7時 警報発表中	午後1時まで登校禁止とする。

(2) 午前 7 時～ 1 1 時の間の警報発表	発表された時点で、午後 1 時まで登校禁止とする。登校した学生は、局地的な大雨警報等、学校内において滞在することが妥当であると判断できる場合を除き、帰路の安全を確認のうえ原則下校させるものとする。
(3) 午前 1 1 時まで警報が解除された場合	午後 1 時以降はあらかじめ提出した時間外施設利用願または活動計画書等の時間に従って活動することができる。図書館については、午後 1 時以降、閉館時間まで使用できる。
(4) 午前 1 1 時 警報発表中	終日登校禁止とする。
(5) 午前 1 1 時以降 警報発表	発表された時点で、終日登校禁止とする。登校した学生は、局地的な大雨警報等、学校内において滞在することが妥当であると判断できる場合を除き、帰路の安全を確認のうえ原則下校させるものとする。
(6) 登校禁止の場合	クラブ活動、卒業研究、特別研究、図書館利用、その他の活動を全て禁止する。
(7) 登校した学生の下校について	原則、クラブ顧問教員・指導教員・警備員等が学生に指示を行う。
(8) 学生の居住地において警報が発表された場合	当該学生は上記に準じて登校を禁止する。
3-2 クラブ活動等で学外にいる場合で、滞在地で警報が発表された場合については、次の措置をとるものとする。	
(1) 終日共通	警報発表に係る対応については主催者の指示・相手先との協議結果に従うものとする。
(2) 午前 7 時 警報発表中	警報解除されるまで原則活動禁止とし、局地的な大雨警報等、滞在先施設内等において滞在することが安全確保上妥当であると判断できる場合を除き、帰路の安全を確認のうえ帰宅させることに努めるものとする。
(3) 午前 7 時～ 1 1 時の間の警報発表	上記に準じる。
(4) 午前 1 1 時 警報発表中	終日活動禁止とする。
(5) 午前 1 1 時以降 警報発表	発表された時点で、原則終日活動禁止とする。引率教員は、局地的な大雨警報等、滞在先施設内等において滞在することが安全確保上妥当であると判断できる場合を除き、帰路の安全を確認のうえ原則帰宅させることに努めるものとする。

※1 大和郡山市は奈良県北部と北西部に含まれるが、奈良県北部あるいは北西部に警報が発表されている場合でも大和郡山市に発表されていない場合があるので注意すること。なお、大和郡山市に警報が発表されているかどうかは、下記（※3）の気象庁ホームページや携帯電話サイトで確認できる。

※2 本取扱いで適用される「警報」について「波浪」、「高潮」は除外する。

※3 登校前及び登校中の気象警報発表については、原則、TV報道や日本気象協会、気象庁のホームページ

<https://tenki.jp/bousai/warn/6/32/>

https://www.jma.go.jp/jp/warn/335_table.html

もしくは、国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト

<https://www.jma.go.jp/jp/bosaijoho/m/warn/area/106/335/29203.html>

により各自情報収集し、「学生生活のしおり」の「警報発表時の措置」に基づき各自で判断するものとする。